

(3) 特定施設届出地区

1) 目的

道路沿線は経済活動が活発に行われるため、派手な形や色彩の建築物や看板ができる可能性があります。これらにより山鹿市の自然豊かな景観や落ち着いた雰囲気失われてしまうおそれがあります。

そこで、派手な形や色彩になりやすい特定の建築物について届出制度を設け、市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぐことを目的としています。

2) 期待される効果

建物の配置は道路から後退して通りに対してゆとりをもたせる、敷地の周囲を緑化して周囲の環境に溶け込むようにする、周囲の景観と調和する色彩を選ぶ、などの項目について市と申請者が事前に協議を行います。

これにより、景観の質が低下しないように誘導していくことが期待されます。

3) 範囲

幹線道路から見える景観は、山鹿市を象徴づけるものです。そこで、移動のときに沿道空間を楽しむことができるように、特に「市外からの進入路」「市内を巡る際の幹線道路」「観光施設へのアクセス路」を対象範囲とします。

具体的な範囲は次ページに指定する路線の道路境界線から20mの範囲とします。

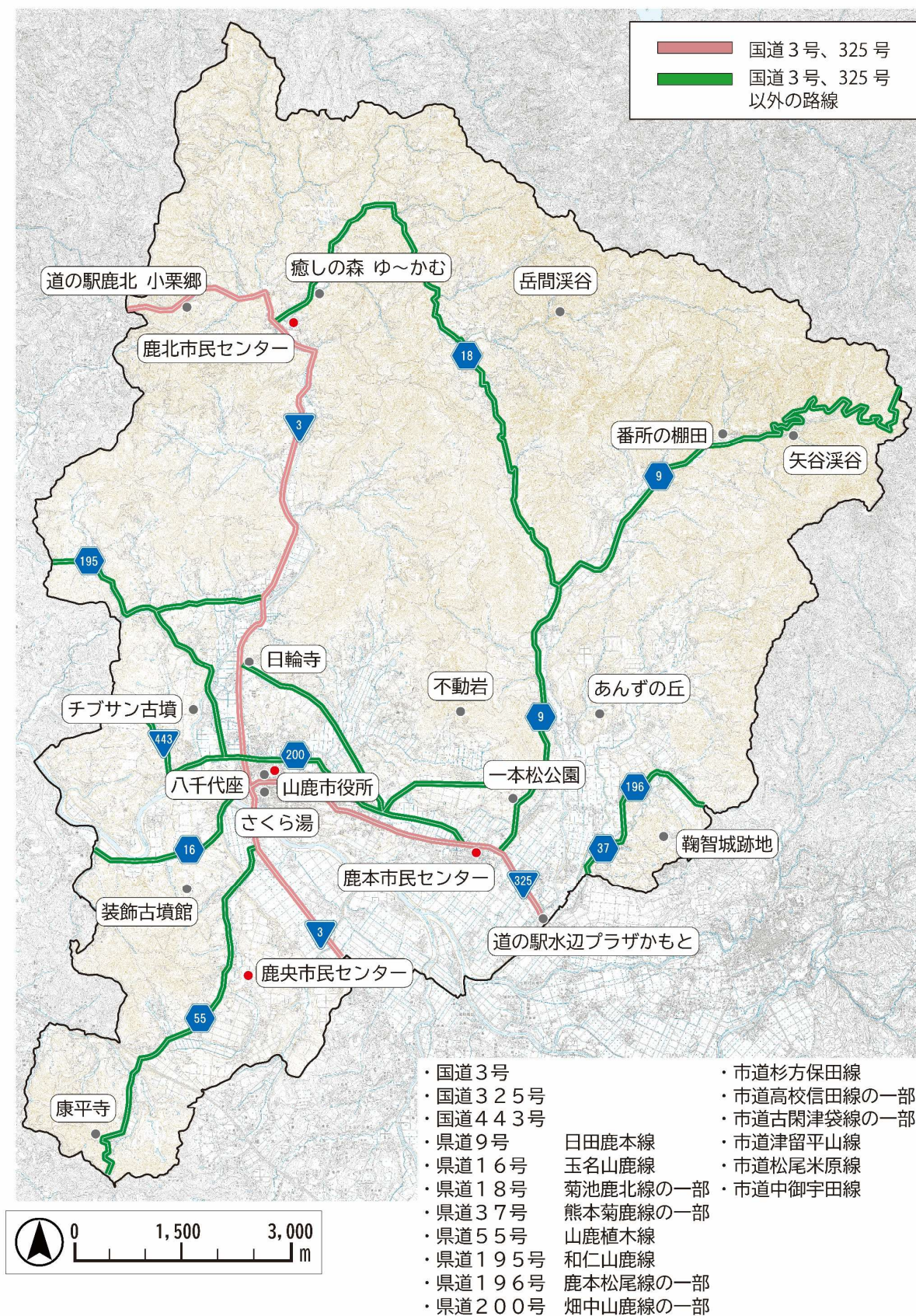


図 5-4 指定する路線一覧

特定施設届出地区

4) 届出対象行為

以下の行為については、届出を必要とします。

■建築物等

種類		規模	行為
建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から5号のいずれかに規定する営業を行うための施設	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
	危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所		
	旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設		
	景観上重要な施設 飲食店業を営むための施設 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設		
附帯する施設	建築物の用途に係する倉庫等の施設	延べ面積が10㎡超	新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
	建築物に付け加えるもの	すべて	
	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は面積が22㎡超	

【特定施設の例】

- ・ 風営法で定める施設 例：パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター 等
- ・ 危険物法で定める給油所 例：ガソリンスタンド
- ・ 旅館業法で定める施設 例：ホテル、旅館 等
- ・ 景観上重要な施設 例：飲食店、物品販売店 等
- ・ 広告物

■工作物

種類		規模	行為
工作物	太陽光発電施設 (土地に自立して設置するもの) [※]	高さが1.5m超 又は事業区域が100m ² 超	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更、 撤去

※建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電施設については建築設備に当たるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。このため、「工作物」としての届出は不要ですが、太陽光発電施設を含む延べ面積が10m²を超える太陽光発電施設を設置する場合は、「建築物」としての届出が必要です。ただし、住宅の屋根等に設置する太陽光発電施設は届出不要です。

※太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

■広告物

種類		規模	行為
広告物 [※]	はり紙、はり札、立看板、 のぼり、ぼんぼり、広告 網、アドバルーン及びこ れらに類するもの	90日を超えて継続して掲出、表 示するもの	設置、外観の変更
	上記以外の広告物	表示面積が1m ² 超	

※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く

5) 良好な景観の形成に関する方針(景観誘導方針)

より良い景観形成のため、協力を求める部分や考え方を以下のように設定します。

■建築物

種類			景観誘導方針	
			国道3号、325号	国道3号、325号以外
建築物	位置・配置		・ できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 ・ 通りの見通しを阻害しない位置に配置する。 ・ 沿道から見て連担性の保てる位置とする。	
	外観	意匠	・ 意匠、形態が山鹿市の自然豊かな、あるいは歴史的な情緒を感じさせる景観と調和していること。 ・ 夜間照明等は特に山鹿市の落ち着いた景観に調和するものとする。	
			・ まちなみの賑わいを演出し、山鹿市の都市イメージの向上に努める。	・ 自然や歴史を感じさせる景観と調和させ、山鹿市の都市イメージの向上に努める。
		色彩 材料	・ 鮮やかな色彩の使用を避ける。 ・ 周辺の景観と調和し、かつ持続性の高いものとする。	
	敷地の緑化		・ 敷地内は緑化に努めると共に、周辺の景観と調和しまちなみに潤いを与えるように配慮する。	
			・ まちなみに潤いを付与するように努める。	・ 緑豊かな景観に溶け込むように配慮する。



■工作物

種類			景観誘導方針	
			国道3号、325号	国道3号、325号以外
工作物	位置・配置		・ できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 ・ 通りの見通しを阻害しない位置に配置する。 ・ 沿道から見て連担性の保てる位置とする。	
	外観	意匠	・ 意匠、形態が山鹿市の自然豊かな、あるいは歴史的な情緒を感じさせる景観と調和していること。 ・ 夜間照明等は特に山鹿市の落ち着いた景観に調和するものとする。	
			・ まちなみの賑わいを演出し、山鹿市の都市イメージの向上に努める。	・ 自然や歴史を感じさせる景観と調和させ、山鹿市の都市イメージの向上に努める。
		色彩	・ 鮮やかな色彩の使用を避ける。	
		材料	・ 周辺の景観と調和し、かつ持続性の高いものとする。	
	敷地の緑化		・ 敷地内は緑化に努めると共に、周辺の景観と調和しまちなみに潤いを与えるように配慮する。	
			・ まちなみに潤いを付与するように努める。	・ 緑豊かな景観に溶け込むように配慮する。
	位置・配置		・ 道路等の公共用地に接する境界線からは極力後退した位置とする。	
	外観	意匠	・ 周辺の景観と調和していること。	
		色彩	・ 鮮やかな色彩の使用を避ける。	
		材料	・ 鮮やかな色調の材料を避ける。	
	敷地の緑化		・ 周囲の緑化に努める。	

■広告物

種類			景観誘導方針	
広告物	位置・配置		・ 道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置とする。	
	外観	意匠	・ 全体的にまとまりのある意匠とする。 ・ 極力小さく、個所数は少なくし、周辺の環境との調和に配慮する。 ・ シンプルなデザインとなるように努める。	
			・ 鮮やかな色彩は強調して使用せず、アクセント程度に使用する。 ・ 色彩は周辺の景観との調和に配慮する。	
		材料	・ 周辺の景観と調和するような材料を使用する。	
	その他		・ 掲出した広告物は、その維持管理に努める。	
	敷地の緑化		・ 根元周囲は緑化に努める。	

6) 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、以下のような基準とします。

■建築物

種類			景観形成基準	
			国道3号、325号	国道3号、325号以外
建築物	位置・配置		- 敷地境界線からは 1.0m 以上後退した位置とするように努める。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く) - 建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。 - 隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 - 交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし、見通しをよくする。	
	外観	意匠	- 周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。 - 建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか、又は覆いをするなど露出しないように努め建築物本体及び周辺との調和に配慮する。 - 電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。	
			日よけ TENT を設置する場合は必要最低限とし、建築物と調和のとれた都市景観の形成に配慮した意匠とする。	屋根は勾配屋根を基本とする。
		色彩	- 外壁及び屋根は遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い暗穏色※等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 - 同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。	
		材料	- 周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 - 耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、周囲のまちなみや自然と調和した落ち着いた材質感のものを採用するものとする。	
	敷地の緑化		- 敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。 - 既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。 - できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。 - 駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。	
			- 道路に面した部分は、施設の実情によって中木や低木、グランドカバー等の組み合わせによる修景緑化と共に良好な維持管理に努める。 - 建築規模や敷地内空地の状況に応じてまちなみを彩る植栽に努める。	道路に面した部分や田園部と接する部分は、緑化し建築物や工作物が景観の中で突出した印象を与えないように配慮する。

※参考-9 ページ (6) 用語集参照

■工作物(1/2)

種類		景観形成基準	
		国道3号、325号	国道3号、325号以外
附帯する施設 (柵及び塀、擁壁その他これに類するもの以外)	位置・配置	- 敷地境界線からは1.0m以上後退した位置とするように努める。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く) - 建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。 - 隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 - 交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし、見通しをよくする。	
	外観	意匠	- 周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。 - 建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか、又は覆いをするなど露出しないように努め建築物本体及び周辺との調和に配慮する。 - 電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。
		日よけテントを設置する場合は必要最低限とし、建築物と調和のとれた都市景観の形成に配慮した意匠とする。	屋根は勾配屋根を基本とする。
		色彩	- 外壁及び屋根は遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い暗穏色※等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 - 同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。
		材料	- 周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 - 耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、周囲のまちなみや自然と調和した落ち着いた材質感のものをを用いるものとする。
	敷地の緑化	- 敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。 - 既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。 - できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。 - 駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。	道路に面した部分や田園部と接する部分は、緑化し建築物や工作物が景観の中で突出した印象を与えないように配慮する。

※参考-9 ページ (6) 用語集参照

特定施設届出地区

■工作物(2/2)

種類			景観形成基準
附帯する施設 (柵及び塀、擁壁その他これに類するもの)	位置		・ 道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置とする。
	外観	意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮する。特に宿泊施設については内部が覗けないような閉鎖的な出入口としない。
		色彩	・ 暗穏色※を基調とし、背景の緑がよく見えるような色彩とする。
		材料	・ 暗穏色※の材料を使用する。
太陽光発電施設	敷地の緑化		・ 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 敷地の周囲、柵・塀、擁壁の前面の緑化に努める。
	位置・配置		・ 本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。(周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 ・ 設置面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・ 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 ・ 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
	外観	意匠・色彩・材料	・ 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・ 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。
	敷地の緑化		・ 敷地内は極力緑化に努める。 ・ 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 ・ 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。

※参考-9 ページ (6) 用語集参照

■広告物

種類			景観形成基準
広告物	位置・配置		・ 道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで1m以上後退する。
	外観	意匠	・ 全体にまとまりのある意匠とする。 ・ 極力小さく、個所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 ・ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。
		色彩	・ 周辺の景観との調和に配慮する。 ・ 支柱及び広告の側面は茶系とする。
		材料	・ 周辺の景観と調和するような材料を使用する。